

保 管 依 頼 書

平成 年 月 日

飯 山 市 長 殿

下記買受公売財産について、買受代金納付後、引渡しを受けるまで、飯山市に保管を依頼します。引渡しを受ける前に下記買受公売財産が破損、紛失等の被害を受けても、飯山市が一切責任を持たないことに同意します。

記

買受公売財産名	
売却区分番号	第 () 号 (タイトルの前の【2-1】などの番号です)
保 管 期 限	平成 年 月 日まで

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

注意事項

- ・落札者が直接飯山市に取りに来られる場合のみ提出してください。送付を希望される場合は保管依頼書の提出は必要ありません。
- ・保管期限は落札期日より 30 日以内です。
- ・買受代金納付後に保管費用が必要な場合、その費用は買受人の負担となります。ご了承ください。